

生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の都市計画マスタープラン及び景観計画を策定するに当たり、総合的な観点から検討を行うため、生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市都市計画マスタープランの改定及び景観計画の策定に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の運営について必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な審議をさせるため、次の専門部会を置く。

(1) 都市計画マスタープラン専門部会

(2) 景観計画専門部会

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長が委員のうちから指名する者

(2) その他会長の指名に基づき市長が委嘱する者

3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。

4 専門部会に部会長を置き、委員会の副会長が部会長となる。

5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

6 部会の運営について必要な事項は部会長がその都度会議に諮って定める。

7 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を指名することができる。

8 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は、専門部会における部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。